

国土交通省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

1 通知された案の内容（別紙1）

(1) 対象者

独立行政法人航海訓練所	1人（理事長：平成17年3月31日退職）
独立行政法人航空大学校	2人（理事長：平成17年3月31日退職） (監事：平成17年3月31日退職)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4人（理事長：平成16年10月31日退職） (理事：平成16年6月25日退職) (理事：平成16年6月30日退職) (理事：平成16年11月1日退職)

(2) 業績勘案率（案）

対象者のすべてについて 1.0

2 勘案率の決定方法（別紙2）

(1) 基本的考え方

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）に基づき「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定、以下「方針」という。）が決定され、この「方針」を踏まえて作成した「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年3月23日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき算定し、国土交通省独立行政法人評価委員会が決定

(2) 業績勘案率の決定方法

① 法人の業績について

法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出。

特に、1.0を超える場合には、客観的、具体的かつ明確な説明が必要。

② 個人的な業績について

個人の業績に応じて、0.2の幅を目安に増減を算出。

増減の幅を設ける場合には、客観的・具体的根拠による説明が必要。

③ 総合的な決定

法人の業務に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業務に基づき0.2を目安に増減させて決定。

3 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政委第 号
平成 17 年 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員長 木村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽宇一郎

「国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）
について」（平成 17 年 10 月 19 日付け国独評委第 83 号）をもって貴委員会
から通知がありました業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業
績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価
委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見
はありません。



別紙 1

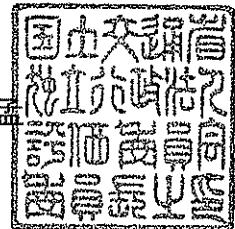
国独評委第83号
平成17年10月19日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員長 木村 直



国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航空大学校

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構



業績勘案率(案)一覧

業績勘案率(案)			
独立行政法人航海訓練所			
理事長	[REDACTED]	平成17年 3月31日 退職	1.0
独立行政法人航空大学校			
理事長	[REDACTED]	平成17年 3月31日 退職	1.0
監事	[REDACTED]	平成17年 3月31日 退職	1.0
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構			
理事長	[REDACTED]	平成16年10月31日 退職	1.0
理事	[REDACTED]	平成16年 6月25日 退職	1.0
理事	[REDACTED]	平成16年 6月30日 退職	1.0
理事	[REDACTED]	平成16年11月 1日 退職	1.0

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人航海訓練所

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人航海訓練所
役位及び 在職期間	理事長 (平成13年4月1日～平成17年3月31日) [4年]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 業績勘案率は1.0を基本とするとされているが、それを加減する特段の理由はなかった。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 業績の改善に努力したところであるが、法人の業績に加減する特段の理由はなかった。

海事局 船員政策課 船員教育室

航海訓練所における役員退職金に係る業績勘案率（案）決定に伴う補足事項
等について

1. 退職役員情報と業績勘案率（案）に関する事項

整理番号	氏名	在職時の役位	在籍期間	業績勘案率（案）
①	[REDACTED]	理事長	平成13年4月1日～ 平成17年3月31日（4年）	1.0

2. 業績勘案率（案）について

海王丸の事故について、独立行政法人航海訓練所の平成16年度業務実績評価調書によると、国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会の評価は、「安全管理の推進」の項目について「海王丸事故については、事故発生後の対応等は評価できるものの事故発生自体についての反省と事故原因の分析、検証を深める必要がある。」との意見が付され、個別評価は「1」とされたものの、平成16年度の総合的な評価である業務運営評価（実施状況全体）では「順調」の評価を得ている。なお、元理事長の在任期間である平成13、14、15年度とも同じく「順調」の評価を得ている。

独立行政法人の役員の業績勘案率は1.0を基本とすることとされており、[REDACTED]元理事長の業績勘案率（案）については、この事故をもって業績勘案率を減ずる特段の理由とはされなかったものである。

3. 前理事長の業績について

在任中は、

- ・業務運営の効率化に関し、次世代練習船「銀河丸」を就航させ、一方で2隻を売却して船隊を6隻から5隻に縮小することにより練習船の学生充足率を上げた。
- ・航海訓練に関しては、シミュレータ訓練装置等の訓練設備の整備を積極的に行い、訓練の効果、効率を高めた。
- ・理事長自ら関係教育機関（東京海洋大学、神戸大学海事科学部、商船高等専門学校、海員学校、海技大学校）との協議を重ね、各学校から受託料を收受する仕組みを確立した。（平成16年度から自己収入として計上）。

海王丸事故発生後に関しては、

- ・迅速かつ適切に事故被害者等に対応し、事故に関して訴訟等の問題を残さなかった。
- ・理事長の判断により、乗船実習用に急遽船舶をチャーターし、予定通り訓練を継続したので、航海訓練所の本来業務（航海訓練業務）に支障を生じさせなかった。
- ・独法化に際し、理事長の判断で保険に新規加入していたので、今回の海王丸の修復費用は全額保険で賄える見込み。
- ・12月末には、事故再発防止のための当面の対応方針5項目を決定し、再発防止対策に尽力を注ぐ等、その安全対策について組織をあげて取り組んだ。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人航空大学校

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人 航空大学校
役位及び 在職期間	理事長 (平成13年4月1日～平成17年3月31日) [4年]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 業績勘案率は1.0を基本とするとされているが、それを加減する特段の理由はなかった。
個人業績 の増減幅	0.0 （考慮する事項・理由） 業績の改善に努力したところであるが、法人の業績に加減する特段の理由はなかった。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人航空大学校

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人 航空大学校
役位及び 在職期間	監事 (平成15年4月1日～平成17年3月31日) [2年]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 業績勘案率は1.0を基本とするとされているが、それを加減する特段の理由はなかった。
個人業績 の増減幅	0.0 （考慮する事項・理由） 業績の改善に努力したところであるが、法人の業績に加減する特段の理由はなかった。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

役位及び 在職期間	日本鉄道建設公団理事 (平成7年7月20日～平成13年1月14日) [5年5月] 日本鉄道建設公団副総裁 (平成13年1月15日～平成15年3月22日) [2年2月] 日本鉄道建設公団総裁 (平成15年3月23日～平成15年9月30日) [6月] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 (平成15年10月1日～平成16年10月31日) [1年1月]
--------------	---

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 理事長の在任期間における年度業務実績は「順調」との評価であり、年度計画に基づき効率的かつ効果的に各事業を推進し、計画の実現に向けて着実な取り組みが行われたものであるため。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 理事長については、担当事項を分担する理事とは異なり、業務の全てをつかさどり総括する立場にあり、法人の業績がそのまま個人の業績になると考えられるので、今回の評価の対象となる期間（平成16年1月～16年10月）において、個人業績による加算はないものと判断した。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
役位及び 在職期間	日本鉄道建設公団理事 (平成14年8月1日～平成15年9月30日) [1年2月] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事 (平成15年10月1日～平成16年6月25日) [8月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 理事の在任期間における年度業務実績は「順調」との評価であり、年度計画に基づき効率的かつ効果的に各事業を推進し、計画の実現に向けて着実な取り組みが行われたものであるため。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 総務・企画担当の理事として、弾力的な組織の再編、人員配置の効率化及び地方機関のあり方等の検討を指揮し、事業規模や事業内容及び地方機関の体系化の動き等に応じた要員配置を行うとともに、定型的な業務の外部能力の活用等を推進した。 また、平成15、16年度の2年間において、一般管理費を10.6%（14年度比）、事業費を6.1%（14年度比）削減するなど、効率性の高い業務運営に貢献した。 一定の業績は認められるものの、今回の評価の対象となる期間（平成16年1月～16年6月）において、加算するまでには至らないものと判断した。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
役位及び 在職期間	運輸施設整備事業団理事 (平成13年3月1日～平成15年9月30日) [2年7月] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事 (平成15年10月1日～平成16年6月30日) [9月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 理事の在任期間における年度業務実績は「順調」との評価であり、年度計画に基づき効率的かつ効果的に各事業を推進し、計画の実現に向けて着実な取り組みが行われたものであるため。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 技術支援担当の理事として、船舶建造分野の技術力の活用において、新たに環境負荷低減、物流効率化に資する船舶（スーパー エコシップ・フェーズ1）に関する技術基準の策定を統括し、説明会の開催などを指示して事業者に広く周知した。 また、平成17年度からの建造に向けて、代表的な内航船8タイプについての概念設計や建造体制の検討等を指導し、技術的に万全の準備を実施した。 一定の業績は認められるものの、今回の評価の対象となる期間（平成16年1月～16年6月）において、加算するまでには至らないものと判断した。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【退職役員に関する情報】	
氏名	[REDACTED]
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
役位及び 在職期間	運輸施設整備事業団理事 (平成13年7月20日～平成15年9月30日) [2年2月] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事 (平成15年10月1日～平成16年11月1日) [1年1月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 理事の在任期間における年度業務実績は「順調」との評価であり、年度計画に基づき効率的かつ効果的に各事業を推進し、計画の実現に向けて着実な取り組みが行われたものであるため。
個人業績	0.0 （考慮する事項・理由） 特例業務担当の理事として、旧国鉄職員の恩給・年金の給付に要する費用、鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴い発生した移換金及び旧国鉄時代に発生した業務災害補償費等について、関係法令に則った円滑かつ確実な支払いの実施を指揮した。 また、JRの株式処分及び旧国鉄の土地処分について、適切かつ早期に売却を図る取り組みを推進した。 一定の業績は認められるものの、今回の評価の対象となる期間（平成16年1月～16年11月）において、加算するまでには至らないものと判断した。

国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年3月23日決定

国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づいて評価委員会が決定することとされた業績勘案率について、取扱方針を以下のとおり決定する。

今後は、この取扱方針に基づき、客観的かつ中立公正に役員退職金に係る業績勘案率を決定することとする。

なお、平成16年2月23日付け評価委員会決定「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、廃止する。

1. 基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、

1.0を基本として評価委員会が決定する。

2. 決定の手続き

(1) 評価委員会における決定

法人は、退職役員の業績勘案率の決定に当たり、当該退職役員の業績勘案率及びその算定の考え方を記した書類を、当該法人の評価を行う分科会に提出する。分科会は、速やかに審査を行い、業績勘案率を決定する。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、閣議決定に基づき、個々の役員の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ評価委員会が検討した業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、業績勘案率を決定した時は、当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知するとともに、業績勘案率が1.5を超える場合は、0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき国土交通大臣にこれを通知する。

3. 業績勘案率の決定方法

法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて、以下により決定する。

(1) 法人の業績について

退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出する。特に、1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、退職役員の在職期間に係る法人の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できなければならない。

(2) 退職役員の個人的な業績について

退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付隨的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする。

増減の幅を設ける場合には、過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならない。特に、その差は、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績でなければならない。

(3) 総合的な決定

退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。

この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定する。

1.5を超える業績勘案率を決定をする場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充てうる積立金）を積み立てていることを条件とする。